



2025年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社GA technologies
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 横口 龍
(コード番号: 3491 東証グロース)
問合せ先 財務経理本部長 殷 和洙
(TEL 03-6230-9180)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年1月29日に開催予定の当社第13期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

株主総会開催時期の設定について柔軟な対応を可能にすることで、経営情報の適時・的確な開示による更なる経営の透明性の向上を図り、株主の皆様との対話の機会を広げるため、定時株主総会の時期及びその基準日についての現行定款第12条及び第13条につき変更するとともに、あわせて現行定款第43条の期末配当及び中間配当の基準日につきましても、それぞれ所要の変更をいたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、 <u>毎事業年度の終了後3ヶ月</u> 以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、 <u>議決権の基準日から3ヶ月</u> 以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>10月31日</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(剩余金の配当)</p> <p>第43条 剰余金の配当は、<u>毎事業年度末日</u>現在の最終の株主名簿に記載され又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>4月末日</u>現在の最終の株主名簿に記載され又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>11月30日</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して前項の基準日を別途定めることができる。</p> <p>(剩余金の配当)</p> <p>第43条 剰余金の配当は、<u>毎年11月30日</u>現在の最終の株主名簿に記載され又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>5月末日</u>現在の最終の株主名簿に記載され又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</p>
---	---

3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日：2026年1月29日（予定）
- (2) 定款変更の効力発生日：2026年1月29日（予定）

4. 2027年以降の定時株主総会及び剰余金の配当についての留意点

上記議案が可決された場合、2027年以降に開催する当社定時株主総会については、現行の1月末の開催から、2月末までの開催に変更されます。その他本件に関連する事項については、2025年6月12日付「定時株主総会前の有価証券報告書の開示等に関する当社の取組みについてのお知らせ」をご確認ください。

また、2026年10月期より、期末配当については毎年11月30日現在、中間配当については毎年5月31日現在の最終の株主名簿に記載され又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行います。

以上